

令和4年度保育所等利用のしおり ～戸塚区版～

令和3年10月発行

このしおりは、主に戸塚区在住の方の利用申し込みに関することを掲載しています。
「令和4年度 横浜市保育所等利用案内」《クリーム色の冊子》(以下、「利用案内」)と共に、内容をよくお読みのうえ、申請してください。

令和4年度4月1日利用申請

1. 申込日程(戸塚区民の方)・・・利用案内P10参照

■ 受付日程 4月一次申請は郵送です

一次申請	郵送受付	令和3年10月12日(火)～令和3年11月2日(火)消印有効 ※出生前申請の方・市外の保育園を申請される方は申請方法が異なりますので、事前に戸塚区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。 TEL:045-866-8467
二次申請	郵送・窓口受付	令和4年1月4日(火)～令和4年2月10日(木)必着

一次申請の不足書類のみ、令和3年11月30日(火)消印有効。一次申請の締切を過ぎた場合は二次申請の対象となります。

■ 結果通知日程

通知名	施設・事業利用調整結果通知書
決定内容	利用施設(もしくは保留)
一次申請	令和4年2月上旬
二次申請	令和4年3月10日前後

2. 申込先・・・利用案内P10参照

☆一次申請は戸塚区役所2階8番窓口こども家庭支援課での受付はしていませんので、ご注意ください。

■ 一次申請

郵送受付	〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター	※専用の茶色の封筒 をご利用ください 角形2号 封筒
------	--	----------------------------------

☆ 出生前申請の方、市外の保育園を申請される方は申請方法が異なりますので事前に御相談ください。

■ 二次申請 ※一次で保留となった場合、再度の申請は不要です。

郵送受付	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 戸塚区役所 こども家庭支援課	※専用のオレンジ色 の封筒をご利用ください 長形3号 封筒
窓口受付	戸塚区役所 2階8番窓口 こども家庭支援課	

3. 申請に必要な書類・・・利用案内P16～18参照

必要な書類	注意点	参照
A 給付認定申請書	児童1人につき1部。裏面も記載。	
B 利用申請書	児童1人につき1部。裏面も記載。	
D マイナンバー記入用紙、本人確認書類	児童1人につき1部。 利用案内P19を必ずお読みください。	
保育を必要とすることを証明する書類	保護者分(父母等)	①
在園証明書等	基準日時点で有償保育に預けている方等	②
令和3年度住民税(非)課税証明書等	R3.1.2以降に横浜市に転入された方のみ	②
提出書類確認票	1世帯につき1部 裏面も記載。	
返信用封筒	長形3号封筒1枚(4/1入所一次申請のみ)	③

- 提出書類は返却いたしません。必要な場合はあらかじめコピー等をとったうえで提出してください。
- 「認定・利用調整事務センター」へ郵送で申請された方には、「利用申請をされた皆様へ」を12月中旬までに郵送でお送りしています。

① 保育を必要とすることを証明する書類(保護者分)

きょうだいと同時に申込みの場合は、コピーをし、きょうだいそれぞれの申請書に添付のうえご提出ください。期限までに提出されなかった場合は、「求職中」ランクでの選考になりますのでご注意ください。

保護者等の状況	必要書類(☆利用案内P16も必ずお読みください)
雇用されている方	就労(予定)証明書
雇用が内定している方	就労(予定)証明書
自営業の方	就労(予定)証明書
保護者が病気・けがのとき	診断書(保育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの)
保護者に障害があるとき	障害者手帳等のコピー
病人や障害者、要介護者を介護しているとき	・病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等のコピー、 介護保険被保険者証のコピー等 ・介護に従事していることが分かるタイムスケジュール
通所(通学)の付添いをしているとき	・通園または通学証明書 ・付添いのタイムスケジュール
学校に通っているとき	・在学証明書 ・時間割の分かる資料
出産	母子健康手帳のコピー(表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ)

基準日※の属する月に転職し就労を開始される方で、基準日以前の半年以内に就労実績がある場合は、前職の「就労(予定)証明書」もご提出ください。
また、基準日の翌日以降に就労を開始される場合で、基準日時点で他での就労実績がある方につきましても、前職の「就労(予定)証明書」をご提出ください。
(※基準日については、利用案内P15参照)

② その他の状況により必要になる書類(☆利用案内P17～18も必ずお読みください)

- 申込児童を申込時点で有償保育施設(横浜保育室・認可外保育所・ベビーホテル等)に預けている方等は、在園証明書等を提出してください。各証明書には在籍期間を必ず記入してもらってください。なお、一時保育や基準日を過ぎてから預けている場合は、対象外です。
- 令和3年1月2日以降に横浜市に転入した保護者は「令和3年度住民税(非)課税証明書」等が必要です。(令和3年1月1日現在の居住地の市区町村が発行するもの)
利用調整において、複数の児童が同一ランク・同一調整指数で並んだ場合、経済的状況(合計所得金額)で利用調整を行うことがあるため、課税証明書等の提出がないと優先順位が下がる可能性がありますので、ご注意ください。
また、課税証明書等の提出がない方や、住民税が未申告の方は、利用料が最高階層になる場合がありますので、ご注意ください。

③ 返信用封筒

「利用申請をされた皆様へ」を返送しますので、返信用封筒(長形3号封筒)に返信先の宛名を記入し、94円切手を貼付してください。(4月1日入所、一次郵送申請のみ)

4. その他

■ 利用時間区分について・・・利用案内P 8～9参照

給付認定申請書の、希望する区分(保育標準時間または保育短時間)にチェックしてください。保護者の希望と保育の必要量を含めて審査し、最終的に横浜市が利用時間を決定します。通勤・通学の場合は往復時間を含めて利用時間を決定しますので、申請書の勤務先等までの往復時間は正確に記入してください。保育標準時間と保育短時間では保育料が異なりますので、利用案内P28でご確認ください。

■ 障害児保育を希望する方

令和3年11月2日(火)までに、必ず事前相談にお越しください。

【相談窓口】戸塚区役所 2階 8番窓口 電話予約が必要です(担当:045-866-8468)

【注意事項】必ず希望園を見学して、受入可能かどうか確認してからお越しください。

事前相談がない場合は、保育所等の利用ができない場合がありますのでご注意ください。

障害児保育以外の事前相談は不要ですが、重い食物アレルギーのあるお子さんや、心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合、利用申請書に詳細を記入してください。

■ 出生前申請をされる方・・・利用案内P11参照

4月1日利用の一次申請のみ出生前の「仮申請」を受け付けます。直接こども家庭支援課窓口にお越しください。

【対象児】令和4年2月3日(木)までの出生児(予定日が2月3日(木)以降でも仮申請が可能です。)

【追加書類】母子健康手帳の表紙および出産予定日の記載されている部分

【仮申請期限】令和3年11月16日(火)必着 【正式申請期限】令和4年2月10日(木)必着

0歳児クラスを実施していない保育所等や受入開始月齢を指定している保育所等もありますので、ご注意ください。

■ 戸塚区在住で横浜市外の保育所等を希望する方・・・利用案内P12参照

利用を希望する保育所等がある市区町村にあらかじめお問合せいただき、締切日と必要書類をご確認ください。

【申込先】戸塚区役所 2階 8番窓口 こども家庭支援課 ※郵送申請は受け付けていません。

【締切日】希望先保育所等のある市区町村締切日の10日前までにお越しください。

■ 横浜市外にお住まいで横浜市内の保育所等を希望する方・・・利用案内P12参照

お住まいの市区町村を通して、ご申請ください。申請締切日等は必ずお住まいの市区町村にご確認ください。

申請書類については、横浜市の締切の10日前までに余裕をもってご提出ください。

【申込先】お住まいの市区町村の保育所入所担当課

【締切日】横浜市の締切は(一次申請)令和3年11月16日(火)必着、

(二次申請)令和4年2月10日(木)必着です。

※横浜市に転入する予定がない方、転入することが分かる書類を提出できない方は二次申請からとなります

■ 令和3年度中の利用申請をされる方・・・利用案内P13参照

令和3年12月から令和4年3月の利用を希望される方は、申請方法、提出先、様式が異なります。

「令和3年度横浜市保育所等利用案内」《薄いみどり色の冊子》に基づいて申請してください。

なお、令和3年度様式を令和4年度申請用として利用することはできませんのでご注意ください。

令和3年度中の利用が決定した場合は、令和4年4月からの利用申請の取り下げが必要となります。

■ 転園を希望する方

現在横浜市内の認可保育所等に利用中で転園を希望される方は、新規申請が必要となります。

転園が内定した場合には、元の保育所等に戻ることはできません。

5. 申請後の流れ

【内定の方】

- ・ 一次申請で内定が出た方は、二次申請での転園申請はできません。
転園を希望される場合は5月1日以降利用開始の申請を行ってください。
ただし、きょうだい同時申請で別々の園に内定した場合または在園中のきょうだいと別園に内定した場合、
転居の場合は除きます。
※転居の場合は一次申請で内定した園を取り下げることが条件です。
- ・ 申請後、保育所等の利用が不要になった場合や内定が出た後の取り下げは、速やかにご連絡ください。
なお、内定を取り下げた場合は、今回の申請全てが無効になります。
- ・ 育児休業中に申請して4月1日に利用決定した方は、5月1日までに保育事由を満たす復職をする
必要があります。 復職後、2週間以内に提出していただく「復職証明書」で復職が確認できなかった場合、
その後の利用ができなくなります。復職の見込みが立たないことが判明した場合、速やかにご連絡ください。
- ・ 内定された方に未就学の上のお子さんがある場合、保育料のきょうだい児減免が受けられます。
令和4年4月1日現在で上のお子様を下記施設に預ける予定がある場合は、「きょうだい児多子軽減届出書」
を提出してください。 【対象施設】 横浜保育室・障がい児通所施設等

【保留の方】

- ・ 一次申請で保留になった方は、自動的に二次申請の対象になります。希望園を変更したり、保育を必要とする事由等が変更になる場合は、二次申請の締切日までに必要な書類を提出してください。
- ・ 二次申請の結果は二次から申請した方・内定された方・園の追加をした方へのみ通知を発送します。
- ・ 保留になった方は、希望の保育所等の利用申請者として登録され、利用が内定するまで、自動的に翌月以降の利用調整の対象(令和5年3月まで有効)になり、利用が決定した場合のみ通知します。
- ・ 保留中に保育を必要とする事由等に変更があった場合は、変更届や就労証明書等必要書類を必ず提出してください。
保留中に保育所利用が必要なくなった場合は、速やかに取下書を提出してください。



～自由記入欄～



戸塚区のマスコット ウナシー

